

福井大学大学院工学研究科プロジェクト研究センター本部運営要領

(平成27年5月8日第二教授会)

(目的)

本要領は、福井大学大学院工学研究科プロジェクト研究センター本部（以下、「センター本部」という。）の目的を達成し、センター本部要項第3条で設置する研究プロジェクトに関わる運営を円滑に行うために必要な方針、手続き等を規定したものである。

(研究プロジェクトの目的)

第1条 各研究プロジェクトは、社会的要請の高い分野の学外研究資金等による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、本研究科の研究活動の強化および新しい研究分野への展開に資することを目的とする。

(研究プロジェクトの事業)

第2条 各研究プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究および調査
- (2) 研究および調査の成果の発表
- (3) 研究会、講演会、講習会等の企画および開催
- (4) 大学院学生の研究支援
- (5) その他研究プロジェクトの目的達成に必要な事項

2 各研究プロジェクトの経費は、各研究プロジェクトの研究員の研究費（研究教育基盤経費など）および外部資金（学長裁量経費などの学内配分経費、科研費、共同研究・受託研究収入、その他の外部資金収入）をもってこれに充てる。

(センター本部の運営)

第3条 センター本部の運営は、研究活動推進委員会（以下、「委員会」という。）の議を経て、センター本部長とセンター副本部長が行う。

(研究プロジェクトの設置)

第4条 研究プロジェクトの設置は、研究代表予定者からセンター本部に提出された様式1による申請に基づき、委員会の審査を経て、工学研究科長が決定する。

- 2 研究プロジェクトは「理工学基盤研究分野」「産業創成研究分野」「地域連携研究分野」の3分野に分ける。また、「研究集会の開催」を1つの研究プロジェクト区分とする。
- 3 各研究プロジェクトには、それぞれ適切な名称をつける。
- 4 研究プロジェクトは、研究科専任教員を含む2名以上の研究組織とする。この研究組織は、第7条、第8条及び第9条で規定する人員で構成する。
- 5 研究プロジェクトは、研究代表者の研究室または関係箇所に期限付きで設置する。
- 6 研究プロジェクトは、2年から4年の設置期間を定める。ただし、終了時期は年度末とする。
- 7 その他にセンター本部の下にプロジェクト研究センターを設置することができる。なお、このプロジェクト研究センターに関する必要な事項は別に定める。

(研究プロジェクトの廃止・継続)

第5条 設置期間を終了したプロジェクトは継続するか廃止するかの判断を行い、プロジェクト研究事業（経過・終了・廃止）報告書（様式1-3）をセンター本部へ届ける。継続の場合は継続申請書（様式1-2）を再度センター本部に申請するものとする。

- 2 研究プロジェクトは、その設置目的を達成したと判断したとき、あるいは、目標を達成できないと判断したときには、設置期間内であっても廃止できる。そのときは、プロジェクト研究事業（経過・終了・廃止）報告書（様式1-3）をセンター本部へ届け、それが承認された場合には、廃止する。

（研究プロジェクトの代表）

第6条 設置された研究プロジェクトに、代表1名を置く。

- 2 代表は、研究科専任教員に限る。ただし、国際原子力工学研究所の専任教員、遠赤外領域開発研究センターの専任教員、産学官連携本部の専任教員、総合情報基盤センターの専任教員及びアドミッションセンターの専任教員は、研究科専任教員を研究員として含む場合に限り、代表となることができる。
- 3 代表は、工学研究科長が嘱任する。
- 4 代表は、事業計画を変更したときは、その都度センター本部に報告し、その承認を得なければならない。
- 5 代表は、研究プロジェクトの研究組織を変更するときは、その都度センター本部に届けなければならない。
- 6 代表の任期は、研究プロジェクトの設置期間に従う。
- 7 代表が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 8 代表は、3件以内の研究プロジェクトの代表を兼ねることができる。ただし、特にセンター長が認めた研究プロジェクトの代表者については、その限りではない。

（研究プロジェクトの研究員）

第7条 研究プロジェクトに研究員を置く。

- 2 研究員は、研究プロジェクトが設置する研究プロジェクトに参加する本研究科の専任教員および特任教員、特命教員、非常勤研究員、特別研究員、ポスドク研究者などをもってこれに充てる。
- 3 研究員の嘱任および解任は、各研究プロジェクトの代表が行う。

（研究プロジェクトの客員教員および客員研究員）

第8条 研究プロジェクトに、客員教員および客員研究員を置くことができる。

- 2 この呼称は、当該の研究プロジェクトについてのみ、該当する。

（研究プロジェクトの研究補助員）

第9条 研究プロジェクトの事業実施上必要と認められるときは、研究補助員を置くことができる。

- 2 研究プロジェクトの研究補助員に、研究プロジェクトに参加する大学院研究科博士前期課程在学者または修了者、博士後期課程在学者または修了者をもって充てることができる。ただし、給与等は外部資金などから支給することを原則とする。
- 3 この呼称は、当該の研究プロジェクトについてのみ、該当する。

（研究プロジェクトの経理など）

第10条 研究プロジェクトの経費の経理は、各研究プロジェクトで行なう。

- 2 研究プロジェクトに係る経理は、研究費あるいは外部資金のそれぞれの管理規則等にしたがって、各研究プロジェクトで適切に管理する。
- 3 研究プロジェクトにセンター本部から予算を支援することがある。この予算の経理・管理も、各研究プロジェクトで適切に管理する。
- 4 研究プロジェクトは、必要な場合は、センター本部に置く専任職員の支援を受けることができる。

(研究プロジェクトへの支援)

第11条 研究プロジェクトについて、次の各号のいずれかに該当する場合、工学研究科の専任教員は、センター本部長に申請して支援を受けることができる。

- (1) 工学研究科専任の教員以外が代表のプロジェクトについての支援は、工学研究科専任の研究員に対する支援とする。
- (2) 研究プロジェクトに関連する論文を、研究科の指定する助成対象論文誌へ投稿し、採録・掲載された場合。このときの投稿費等経費の一部を支援する。
- (3) 研究プロジェクトに関連する論文を、著名な国際会議に投稿し、採択され発表した場合。このときの国際会議への登録・参加料の一部を支援する。
- (4) 研究プロジェクトに参画する大学院生・留学生等が、海外の国際会議で発表する場合。このときの発表学生に係る旅費の一部を支援する。
- (5) 研究プロジェクトに関連して、学会等を開催した場合。このときの開催経費の一部を支援する。

2 前項第1号の助成対象論文誌は、各専攻からの推薦リストに基づいて、研究科全体で作成するものとし、前項第2号の著名な国際会議は、採択率50%未満の国際会議とする。詳細については、委員会とセンター本部で協議し、別に定める。

(研究成果の発表および評価)

第12条 研究プロジェクトは、研究の成果を論文または単行本等で刊行・発表し、社会に公開するものとする。

(研究活動活性化を図る事業)

第13条 センター本部の目的を遂行するため、次の支援事業を実施する。

- (1) 工学研究科の科研費採択率向上を図るため、不採択課題の審査結果に応じて、当該対象者に係る研究費（旅費）を支援する。
- (2) 工学研究科の海外短期研修制度を利用する場合は、旅費の一部を支援する。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、センター本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月8日から適用する。